

文部科学大臣 下村博文様

食の安全・監視市民委員会
食の安全・市民ホットライン
代表 神山美智子

学校給食の異物混入問題に対する公開質問状

食の安全・監視市民委員会は、食の安全問題を調査し、政府や事業者等に様々な意見・要望等を行うことを目的として、2003年に設立された市民団体です。また、2010年からは、食の不具合情報の情報収集機関である「食の安全・市民ホットライン」を展開しております。

2013年9月の岐阜県可児市内の学校給食に出された「ハエ付パン」、2014年の京都府亀岡市内の学校給食で発生した「ネズミの糞が入った米飯」、2014年に発覚した大阪市の公立中学校の給食に虫や輪ゴムが入っていた事例など、度重なる学校給食への異物混入の発生とそれに対する行政の対処は、学校給食に対する安心・安全の信頼を大いに損ねています。

全国各地で相次ぐ学校給食の異物混入に対して、食の安全・安心を求める児童・生徒や保護者は不安を感じています。早急にその懸念を取り除く施策を講じるべきと考えます。そこで、教育行政の最高責任者として、どのような具体的取り組みをされているかについてお尋ねします。

お忙しいところ恐縮ですが、下記質問につきまして、2014年9月30日までに書面でお答えください。なお、本公開質問状及び貴省ご回答書は、食の安全・監視市民委員会及び食の安全・市民ホットラインのホームページでそのまま公表させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 学校給食における異物混入を防ぐため、政府として具体的にどのような取り組みをしていますか。
2. 神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則」第11条(2)キ(エ)では、(販売する)食品において、異物で汚染された可能性のある部分は、廃棄する義務を課しているが、学校給食法第9条第1項に基づき制定された学校給食衛生管理基準において、同様の規定を入れないのでしょうか。
3. 学校給食で万が一、異物混入が確認された場合、政府としてどのような対処法をとるべきだとお考えですか。
4. 異物混入問題など学校給食の安心・安全の取り組みについて、公式HPなどを用いて保護者、地域の人達に幅広く情報公開をしていますか。情報公開をしている場合は、該当URLを含めてお示しください。
5. 食の安全・安心に資するための衛生水準の向上やリスクマネジメントの観点からすると、異物混入問題について、万が一の事故時の対応など保護者と学校とで、日頃から十分話し合う場が必要だと考えますが、政府として具体的な取り組みをしていますか。

以上